

中小企業カーボンニュートラル推進支援補助金

よくある質問

2 省エネ・再エネ設備の導入について

目次

- Q 2 - 1 省エネ・再エネ設備はどういったものが対象になりますか。
- Q 2 - 2 省エネ・再エネ設備の補助対象経費を詳しく教えてください。
- Q 2 - 3 消費税、振込手数料は経費に含めて問題ありませんか。
- Q 2 - 4 省エネ診断を実施していない事業所で省エネ・再エネ設備を導入しましたが、導入設備は補助対象になりますか。
- Q 2 - 5 インターネットで出来るセルフ省エネ診断に基づいて省エネ・再エネ設備を導入しますが、補助対象になりますか。
- Q 2 - 6 自社社員が行った省エネ診断に基づいて省エネ・再エネ設備を導入しますが、補助対象になりますか。
- Q 2 - 7 省エネ診断の改善案に記載がない省エネ・再エネ設備を導入しますが、補助対象になりますか。
- Q 2 - 8 令和4年に受診した省エネ診断に基づいて令和4年度中に既に設備を導入しましたが、補助対象になりますか。
- Q 2 - 9 中古品又はリース契約に基づき導入した設備は対象になりますか。
- Q 2 - 1 0 自社の子会社から購入した設備は対象になりますか。
- Q 2 - 1 1 工場を新設した場合は、対象になりますか。
- Q 2 - 1 2 社用車を電気自動車に替えたいのですが、対象になりますか。
- Q 2 - 1 3 省エネ診断後、太陽光発電を導入しますが、注意点はありますか？
- Q 2 - 1 4 1年度内に何回申請することができますか。
- Q 2 - 1 5 いつまでに設備を導入する必要がありますか
- Q 2 - 1 6 国等の補助金・助成金を申請していても市の補助金は受けられますか。
- Q 2 - 1 7 併用できる国の補助金は何がありますか？
- Q 2 - 1 8 この補助金の交付を受けた設備に対し、何か制限はありますか？
- Q 2 - 1 9 ノートPC、家庭用プリンターは補助対象になりますか。
- Q 2 - 2 0 DIY品は補助対象になりますか。
- Q 2 - 2 1 デマンドの導入費は補助対象になりますか。

Q 2 - 1 省エネ・再エネ設備はどういったものが対象になりますか。

A 2 - 1 補助金の交付申請日以前3年以内の省エネ診断の結果報告及びCO₂削減計画に記載のあるCO₂削減その他エネルギー削減効果が見込まれる設備が対象になります。

例えば、水銀灯のLED化、コンプレッサー設備の入れ替え、自家消費用の太陽光発電設備などが想定されます。

なお、以下の設備は、対象外になります。

- ・ 中古品又はリース契約に基づいて導入した設備
- ・ 完全親会社（子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社をいう。）とその子会社との間で締結した売買契約に基づき取得した設備
- ・ 固定価格買取制度等により発電した電気を全量売電する目的で導入した設備
- ・ 家庭用との共用や複数の事業者で共同所有する目的で導入した設備

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 2 省エネ・再エネ設備の補助対象経費を詳しく教えてください。

A 2 - 2 以下の補助対象経費（合計が10万円以上）が対象になります。

①購入費	省エネ・再エネ設備本体の他、省エネ・再エネ設備等の導入に必要な附属機器の購入に要する経費
②運搬費	省エネ・再エネ設備の運搬に要する経費
③据付工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
④設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費

※ 既存設備の撤去費及び処分費は補助対象外となります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 3 消費税、振込手数料は経費に含めて問題ありませんか。

A 2 - 3 消費税、振込手数料は対象外になります。経費から消費税、振込手数料を除いた額が対象経費になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 4 省エネ診断を実施していない事業所で省エネ・再エネ設備を導入しましたが、導入設備は補助対象になりますか。

A 2 - 4 補助対象外になります。

必ず省エネ診断の受診かCO₂削減計画を策定してから設備を導入してください。

省エネ診断の結果やCO₂削減計画に設備導入の提案と導入によるエネルギー削減効果が見込まれる旨の記載がある設備が補助対象となります。

ただし、導入した設備について、国等の補助金を申請している場合は市から補助金を受けられる場合があります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 5 インターネットで出来るセルフ省エネ診断に基づいて省エネ・再エネ設備を導入しますが、補助対象になりますか。

A 2 - 5 補助対象外になります。

省エネ診断は、診断機関が実施するもので、かつ、診断結果に補助対象設備の導入提案に関連する事項、CO₂削減量等のエネルギー削減効果等の記載があり、専門家が中小企業者に出向いて省エネの余地を調査し、省エネ活動等を提案する必要があります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 6 自社社員が行った省エネ診断に基づいて省エネ・再エネ設備を導入しますが、補助対象になりますか。

A 2 - 6 補助対象外になります。

省エネ診断は、診断機関が実施するもので、かつ、診断結果に補助対象設備の導入提案に関連する事項、CO₂削減量等のエネルギー削減効果等の記載があり、専門家が中小企業者に出向いて省エネの余地を調査し、省エネ活動等を提案する必要があります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 7 省エネ診断の改善案に記載がない省エネ・再エネ設備を導入しますが、補助対象になりますか。

A 2 - 7 補助対象外になります。

省エネ診断の結果やCO₂削減計画に設備導入の提案と導入によるエネルギー削減効果が見込まれる旨の記載がある設備が補助対象となります。

ただし、導入した設備について、国等の補助金を申請している場合は、市からの補助金を受けられる場合があります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 8 令和4年に受診した省エネ診断に基づいて令和4年度中に既に設備を導入しましたが、補助対象になりますか。

A 2 - 8 補助対象外になります。

交付申請日以前3年以内に受診した省エネ診断又はCO₂削減計画の改善案を基に、令和5年4月1日以降に実施した事業が対象になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 9 中古品又はリース契約に基づき導入した設備は対象になりますか。

A 2 - 9 補助対象外になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 10 自社の子会社から購入した設備は対象になりますか。

A 2 - 10 完全親会社(子会社の発行済株式総数の全部を保有している会社)とその子会社の間で売買に基づき取得した設備は補助対象外になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 11 工場を新設した場合は、対象になりますか。

A 2 - 11 省エネ診断を受けることのできない新設の工場は補助対象外になります。

なお、工場を新設する場合は、他の補助金の対象になる場合がありますので、工場を新設する計画がある場合は、事前に市商工課(TEL0566-95-9895)までご相談下さい。

【市内で工場や事業所を新增設する場合の補助金】

- ・ [企業再投資促進補助金のページへ](#)
- ・ [中小企業再投資促進事業補助金のページへ](#)
- ・ [北部産業地進出促進事業補助金のページへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 2 社用車を電気自動車に替えたいのですが、対象になりますか。

A 2 - 1 2 車両に関する経費は補助対象外になります。

ただし、環境課による次世代自動車購入費補助金が活用できる可能性がありますので、下記までお問い合わせいただくか、環境課ホームページをご覧ください。

■次世代自動車購入費補助金に関するお問い合わせ先

碧南市役所 経済環境部 環境課 環境保全係 電話番号 (0566)95-9900

[>>環境課ホームページ\(次世代自動車購入費補助金のページ\)へ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 3 省エネ診断後、太陽光発電を導入しますが、注意点はありますか？

A 2 - 1 3 自家消費型を対象としていますので、固定価格買取制度（FIT、FIP）等により発電した電気の全量を売電する場合は対象外になります（再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知書の写しにて確認を行います。）。

また、家庭用との共用や複数の事業者で共同所有する装置、中古品やリース契約による装置も対象外になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 4 1年度内に何回申請することができますか。

A 2 - 1 4 同一年度内において、一の補助対象者につき1回を限度とします。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 5 いつまでに設備を導入する必要がありますか。

A 2 - 1 5 本補助金は年度単位での事業になります。事業着手する年度の2月末日までに交付申請を行い、3月末日までに設備導入、支払いを完了し、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4/10のいずれか早い期日までに市に実績報告書を提出する必要があります。早めのご相談、ご申請をお願いします。

※ 国補助金等への上乗せ支援の場合はこの限りではありません。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 6 国等の補助金・助成金を申請していても市の補助金は受けられますか。

A 2 - 1 6 省エネ及び再エネに係る国その他の機関が実施する補助金等を申請されている場合、国等の補助金額が確定した段階で市商工課（TEL0566-95-9895）までご相談下さい。

国等の補助金の補助対象経費から国等の補助金額を差し引いた自己負担額に対し、市からの補助金を受けられる場合が有ります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 7 併用できる国の補助金は何がありますか？

A 2 - 1 7 「省エネルギー・需要構造転換支援事業費補助金【経済産業省】」、「省エネルギー投資促進支援事業費補助金【経済産業省】」、「工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業(SHIFT事業)【環境省】」があります。

その他の補助金については市商工課（TEL0566-95-9895）までご相談ください。

- ・ [省エネルギー・需要構造転換支援事業費補助金【経済産業省】のページへ](#)
- ・ [省エネルギー投資促進支援事業費補助金【経済産業省】のページへ](#)
- ・ [工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業\(SHIFT事業\)【環境省】のページへ](#)

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 8 この補助金の交付を受けた設備に対し、何か制限はありますか？

A 2 - 1 8 耐用年数が経過するまでは、売ったり、貸したり、処分したりできません。万が一、故障等により交換が必要な場合は、事前にご相談ください。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 1 9 ノートPC、家庭用プリンターは補助対象になりますか。

A 2 - 1 9 ノートPCや家庭用プリンターなどは備え付けられた機器ではなく、持ち運びが可能で、汎用性も高い為対象外になります。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 2 0 DIY 品は補助対象になりますか。

A 2 - 2 0 DIY 等補助対象者が自ら行う工事の場合は材料代のみ購入費として補助対象経費になりますが、運搬費、据付工事費、設計費は補助対象外です。

[目次に戻る▶▶](#)

Q 2 - 2 1 デマンドの導入費は補助対象になりますか。

A 2 - 2 1 デマンド導入費が省エネ診断の結果報告に記載されていても、CO2 削減その他エネルギー削減量が 0 の設備は補助対象外です。

[目次に戻る▶▶](#)